

社会福祉法人名張市社会福祉協議会 地域福祉活動助成事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人名張市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、名張市内で活動する身近な地域における福祉課題への取組み又はボランティア団体並びに当事者や家族会等の団体の活動を支援することにより、地域福祉の増進を図るため、地域福祉活動に対する助成について必要な事項を定める。

(助成金の構成)

第2条 助成金は、次の各号に定める財源をもって構成する。

- (1) 共同募金配分金
- (2) 善意銀行寄付金
- (3) 本会会費（以下「社協会費」という。）
- (4) その他

(助成事業)

第3条 本会が、助成の対象とする事業（以下「助成事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地域見守り配食事業
- (2) 地域見守り事業
- (3) ひとり暮らし高齢者のつどい事業
- (4) ボランティア活動事業
- (5) 福祉協力校活動事業
- (6) イベント開催事業
- (7) 福祉活動備品整備事業
- (8) 当事者・家族会活動事業
- (9) 社会福祉法人が実施する公益的な事業
- (10) その他、会長が認める事業

(助成対象団体及び事業)

第4条 会長は、次の各号のすべてに該当する団体の活動に対し、助成する。

- (1) 本会会員である団体又は地域づくり組織並びに福祉協力校
- (2) 自発的な意志に基づき、営利を目的としない社会的活動に取り組む団体である場合は、名張市ボランティアセンターに登録していること。
- (3) 共同募金運動に対し、積極的に取り組む団体

- (4) 名張市に活動拠点を置き、名張市の福祉増進を図る事業に取り組む団体
 - (5) 団体の構成員が3人以上で、代表者及び会計担当者を置き、金銭管理ができる団体
 - (6) 繰越金及び積立金を除いて、自主財源を確保している団体
 - (7) 団体の活動が無償であること。ただし、活動に伴う実費弁償は、無償とみなす。
- 2 前項に定めるもののほか、助成事業及び助成対象団体は別表に定めるとおりとする。
- 3 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体及び事業は、助成の対象外とする。
- (1) 繰越金が、収支予算の収入合計の1/3を超える団体。この場合において、目的や積立期限の明確でない積立金は繰越金とみなす。
 - (2) 配偶者及び同居の親族で構成されている団体
 - (3) 活動内容及び活動者が概ね重複している団体(同一団体とみなす。)
 - (4) 公的サービス事業又は補助・委託を受けて実施している事業
 - (5) 事業の対象が、特定の個人に限定されている事業
 - (6) もっぱら飲食を目的とした事業
 - (7) 宗教、政治、選挙又は営利を目的とした事業
 - (8) 公益を害するおそれのある事業
 - (9) 他団体と共同で実施し、それぞれの団体から申込が重複する事業
 - (10) 趣味のサークル等が行う、主に自助を目的とする事業。ただし、障害当事者や家族又は子育て中の親子の会の事業は対象とする。

(助成の制限)

第5条 助成を受けようとする団体は、1つの事業について複数の助成事業に申請することはできない。

(助成事業の内容等)

第6条 助成事業の内容及び助成基準並びに上限額等は、別表に定めるとおりとする。

2 助成額は、当該年度の予算の範囲内において交付する。

(審査機関)

第7条 助成事業への助成金の適正な配分を行うため、次の審査機関で審査及び決定を行う。

- (1) 共同募金配分金は、名張市共同募金委員会で審査及び決定を行う。
- (2) 善意銀行寄付金は、名張市善意銀行運営委員会で審査及び決定を行う。
- (3) 社協会費及びその他の財源は、本会理事会で審査及び決定を行う。

(関係者の責務)

- 第8条 会長は、助成金に係る予算の執行にあたっては、その財源が市民から募った募金等でまかなわれるものであることに留意し、助成金がこの要綱、その他の規定及び予算で定めるところに従って、公正、公平に利用され、かつ、助成金交付の決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）が効率的に使用できるよう配慮しなければならない。
- 2 審査機関は、助成金に係る審査及び決定に当たり、その財源が市民から募った募金等でまかなわれるものであることに留意し、公正、公平に審査しなければならない。
 - 3 助成団体は、この要綱、その他の規定、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件並びにその他の会長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。
 - 4 助成団体は、助成金を他の用途に使用してはならない。なお、他団体への二次配分や協力金としての支出は対象外とする。

(助成の申請)

- 第9条 助成を受けようとする団体は、所定の期日までに地域福祉活動助成申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 備品購入見積書及び備品のカタログ
 - (4) 前各号のほか、会長が指示した書類
- 2 前項第1号及び第2号は、同様の内容が記載された書類で代用できるものとする。
 - 3 第1項第3号の提出は、福祉活動備品整備事業のみとする。
 - 4 会長は、地域福祉活動助成申請書（様式第1号）の提出があったときは、審査機関に提出しなければならない。

(助成の決定)

- 第10条 審査機関は、前条に基づき申請された助成事業について、当該申請に係る書類等を確認し、内容がこの要綱、その他の規定及び予算に適合しているか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、助成の適否を決定しなければならない。

(助成の通知)

- 第11条 会長は、前条による助成の決定結果を、地域福祉活動助成事業承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該団体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 会長は、前条による通知後、すみやかに助成金を交付する。ただし、第3条第1項第1号及び第3号についてはこの限りでない。

2 助成団体が、助成団体名義の預金口座を振込先に指定できない場合は、当該団体と協働、連携又は当該団体を支援している組織又は団体（以下「協働団体」という。）名義の預金口座を振込先に指定できるものとする。

3 前項により、協働団体名義の預金口座を振込先に指定する助成団体は、協働団体の同意を地域福祉活動助成申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、会長に提出するものとする。

（事業報告）

第13条 助成団体は、当該事業終了後1か月又は会長の定める日までに、地域福祉活動助成事業完了報告書（様式第5号）に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 収支精算書（様式第7号）
- (3) 市民への「ありがとうメッセージ」（様式第8号）
- (4) 事業に係る周知物又は活動の様子がわかる写真及び文書
- (5) 前各号のほか、会長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号は、同様の内容が記載された書類で代用できるものとする。

3 会長は、地域福祉活動助成事業完了報告書（様式第5号）の提出があったときは、審査機関に提出しなければならない。

（助成事業内容の変更等）

第14条 助成団体は、交付の決定を受けた事業内容に変更が生じたとき若しくは生じることが見込まれるときは、すみやかに地域福祉活動助成事業変更申請書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第1号及び第3号については、助成基準（別表）にかかる変更のみこの限りでない。

2 助成団体は、次の各号に定める事情が生じたときは、すみやかに地域福祉活動助成事業取下申請書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業実施年度中に、助成団体が第4条第1項各号及び別表の対象団体に該当しなくなった場合
- (2) 助成事業実施年度中に、助成団体が第4条第3項各号に該当することになった場合

3 会長は、前2項の申請があったときは、申請内容が適正かどうかを調査し、地域福祉活動助成事業承認変更（取消）通知書（様式第10号）により、助成団体に通知しなければならない。

(決定の変更等)

第15条 会長は、助成金交付の決定をした後において次の各号に定める事情が生じたときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取消し、又は、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 当該年度の共同募金配分金の執行見込額が予算額に満たないとき。
- (2) 天災その他の事情の変更により助成事業を継続する必要がなくなったとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用し、この要綱、その他の規定、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件並びにその他、会長の指示に従わなかったとき。
- (4) 前2号に定めるもののほか、助成事業を遂行することができないとき。

2 会長は、前項の理由により変更をしたときは、地域福祉活動助成事業承認変更（取消）通知書（様式第10号）により、助成団体に通知するものとする。

(完了の認定)

第16条 審査機関は、第13条に基づき報告された助成事業について、その報告書に係る助成事業の成果が、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するか等を審査し、助成金額を確定する。

2 会長は、前項により確定した助成金額と第11条で通知した助成金額とに差が生じた場合は、地域福祉活動助成事業助成金額確定通知書（様式第11号）により、すみやかに助成団体に通知しなければならない。ただし、第14条の手続きを行った場合は、第14条第3項及び第15条第2項で通知した助成金額と前項により確定した助成金額とに差が生じた場合とする。

3 前項にかかわらず、第3条第1項第1号及び第3号における助成基準（別表）にかかる変更のみの場合は、通知を省略することができる。

(助成金の返還)

第17条 第14条及び第15条により交付承認金額の変更を通知された助成団体は、速やかに相当額を返還しなければならない。

2 第3条第1項第1号及び第3号については、第13条により地域福祉活動助成事業完了報告書（様式第5号）の提出後、すみやかに決定額と実績額の差額を返還しなければならない。

3 会長は、前2項による助成金の返還を受けた場合、すみやかに領収書（様式第12号）を発行しなければならない。この場合において、前項による返還金受領時は、地域福祉活動助成事業完了報告書（様式第5号）の写しを添付する。

(財産処分の制限)

第18条 助成団体は、助成事業により取得した機械及び重要な器具等（一件の取得価格が3万円以上のものとする。）について、取得の日から5年間は会長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、又は、譲渡、交換、貸付け、担保に供してはならない。

(書類の保存)

第19条 助成団体は、助成事業に係る関係帳簿及び証拠書類を整理し、3年間保存しておかなければならない。

(情報の公開)

第20条 会長は、助成団体の団体名、代表者名、助成にかかる活動内容及び助成額等を、一般の閲覧に供しなければならない。

2 助成団体は、助成事業に係る周知物及び購入した備品に対して、該当助成事業の財源名を明記しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年3月1日から適用する。